

令和8年10月吉日

保護者の皆様へ

港区子ども家庭支援部子ども若者支援課長 菊池 太佑

令和9年度港区民設学童クラブの利用案内について

日頃から港区の子ども・子育て施策にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和9年度に学童クラブの利用を検討されている保護者の皆様へ、港区内の民設学童クラブについてご案内いたします。利用を希望される方は、以下をご確認の上、ご希望のクラブへ直接お申し込みください。

1 民設学童クラブとは

民設学童クラブは、保護者や児童の多様な学童クラブ事業のニーズに対応するため、港区から補助を受けて実施する事業です。東京都の認証基準を満たすとともに、公設学童クラブにはない+αのサービスを提供しています。放課後の過ごし方の一つの選択肢として、ぜひご検討ください。詳しくは港区ホームページをご覧ください。



港区ホームページ
(民設学童クラブ)

2 令和9年度の民設学童クラブの利用申込期間

民
設

令和8年11月上旬頃 ～ 11月下旬頃

※ 各クラブで異なる場合があります。詳しくは各クラブへお問い合わせください。

※ 令和9年4月に新たに開所するクラブについては、港区ホームページで随時お知らせします。

3 令和9年度の児童館・放課GO→・公設学童クラブ等の利用案内

民設学童クラブのほか、小学生の放課後等の過ごし方には、児童館等の「一般来館」や「直接一般来館」、「放課GO→」、「公設学童クラブ」など、様々な選択肢があります。それぞれの特徴を比較し、お子さまの成長やご家庭の状況に合わせて、ご選択ください。

令和9年度の利用案内については、以下のとおり予定しています。

公
設

広報開始 令和8年12月上旬頃 (予定)

募集開始 令和9年1月以降順次 (予定)



港区ホームページ
(放課後等の過ごし方)

■民設学童クラブについて

各クラブに直接ご連絡ください。

■本案内について

港区子ども家庭支援部子ども若者支援課

子ども若者支援係 小坂・笠岡

電話 03-3578-2426

小学生の放課後等の主な過ごし方

事業名	内容
児童館・子ども中高生プラザ・ 児童高齢者交流プラザ ＜一般来館＞	遊戯室、図書室、工作室などの設備があり、乳幼児から１８歳未満の児童が自由に過ごせます。 学校がある平日は、一度帰宅してから、来館することができます。 各施設では、様々な行事も行われています。 初回登録するだけで、無料で、平日１８時まで利用できます。
児童館・子ども中高生プラザ・ 児童高齢者交流プラザ ＜直接一般来館＞	保護者の就労・疾病等の理由で、家庭での保護が受けられない小学１～６年生までの子どもが、放課後にランドセルを背負ったまま直接来館して過ごせます。 初回登録し、事前に利用予約をすることで、無料で、平日１８時まで利用できます。
放課ＧＯ→	区立小学校内で実施している「放課ＧＯ→」「放課ＧＯ→クラブ」は、当該小学校に在籍または当該小学校の学区域に居住している小学１～６年生までの居場所で、放課後～１７時、学校が休みの日は９時～１７時まで誰もが利用できます。 事前登録、事前申請により１８時まで延長利用が可能です。
公設の学童クラブ	保護者の就労・疾病等の理由で、放課後、家庭での保護が受けられない小学１～６年生までの子どもをお預かりし、適切な遊びと生活の場を提供しています。 平日は放課後～１９時まで、学校休業日の平日は８時～１９時まで、土曜日は８時～１７時まで利用できます。 （育成料の負担あり）
民設の学童クラブ	民間事業者が設置・運営する学童クラブで、英会話や学習支援など習い事ができたり、預かり時間が長いなど、各施設で特徴的な事業運営を実施しています。 （育成料の負担あり）